



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成29年 3月 7日火曜日 第2854号

◇ 目 次 ◇
告 示

不健全な図書類等の指定..... (男女参画・県民協働課) ... 107
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (5 件) (経営支援課) ... 109
 地籍調査の成果の認証..... (農政課) ... 111
 県営土地改良事業の換地処分..... (農地整備課) ... 111
 解除予定保安林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 111
 建設業者の許可の取消し..... (土木管理課) ... 111
 土砂災害警戒区域の指定..... (砂防課) ... 112
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (2 件) (") ... 112
 土砂災害警戒区域の指定..... (") ... 114
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (") ... 114
 落札者等の告示..... (会計課) ... 116

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 116

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 117

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第208号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成29年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	指 定 の 理 由
図 書	28 001	新生ニャン2倶楽部	2017年 2月 1日 発行	マイウェイ出版株式会社	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	28 002	エッチがすぎる ご奉仕ロリ娘	2017年 1月20日 発行	マイウェイ出版株式会社	
"	28 003	パンチラ盗撮ワンダーランド	2017年 1月25日 発行	マイウェイ出版株式会社	
"	28 004	純情天然パイパン少女	2017年 3月 1日 発行	マイウェイ出版株式会社	
"	28 005	NAKED JSロリータ	2017年 2月号	株式会社ブレインハウス	
"	28 006	新妻発情中	2017年 3月号	株式会社ブレインハウス	
"	28 007	Woman Dream 巨乳美少女	2017年 2月号	株式会社ブレインハウス	
"	28 008	ベストDVD スーパーライブ	2017年 3月号	株式会社ブレインハウス	
"	28 009	Sophie~Plum	2017年 2月20日 発行	株式会社ブレインハウス	

"	28 010	制服娘ぶっかけ50連発	2017年2月20日 発行	株式会社ブレインハウス
"	28 011	働くレディお貸しします Vol.33	2017年3月20日 発行	ミリオン出版株式会社
"	28 012	The レズ Special	2017年3月1日 発行	株式会社大洋図書
"	28 013	超S級クビレ美人	2017年3月1日 発行	株式会社ダイアプレス
"	28 014	S級素人 VOL.33	2017年3月10日 発行	三和出版株式会社
"	28 015	姦熟四十路乱れ妻 vol.9	2017年1月25日 発売	株式会社サンデー社
"	28 016	少女アンダーワールド VOL.7	2017年1月11日 発行	株式会社エクストラゴ
"	28 017	別冊投稿キングDVD	2017年3月号	ワイレア出版株式会社
"	28 018	COMIC XEROS #51	2017年1月26日 発行	株式会社ワニマガジン社
"	28 019	COMIC 失楽天	2017年2月号	株式会社ワニマガジン社
"	28 020	月刊COMIC 夢幻転生	2017年3月号	ティーンアイネット
DVD	28 021	日本人がハメる！ 厳選！ 世界的美巨乳 パツキン BEST 4時間 2	PTKO-045	A B C
"	28 022	鬼イカセ 佐倉絆	AVOP-176	million REAL
"	28 023	宣伝部入社3年目 浅野えみ 退社	R-SDMU- 130	SODクリエイティブ株式会社
"	28 024	女子校生、全員に膣内射精中出し4時間	SABA-172	S 級 素 人
"	28 025	どす黒い巨大マラ 黒人のデカチンを喰えた ど素人 娘が狂いまくりの大発情 マ コにプチ込み失神スレ スレ5本番SEX	RUMSO- 052	U M A N A M I
"	28 026	夫の目の前で犯されて - 打ち明けられなくて...	5SHK-389	ア タ ッ カ ー ズ
"	28 027	美人教師 恥辱の修学旅行	5RB-186	ア タ ッ カ ー ズ
"	28 028	天真爛漫ロリータの逆おじさんぼ うみ	RMDTM- 078	宇 宙 企 画
"	28 029	処女喪失 美少女アイドル研究生中出し枕営業 みく 「私、夢の為ならなんでも出来ます...」	RMDTM- 048	宇 宙 企 画
"	28 030	RIONのねっとり ペロキス尽くし 涎・唾液・愛 液垂れ流し	SNIS-594	エ ン ス ワ ン ナ ン バ ー ワ ン ス タ イ ル
"	28 031	肉体の間	TORG-027	オ ル ガ
"	28 032	凌辱された妖艶なる肉体 「背徳病棟」 + 「避暑地の 背徳夫人」カップリング版	TORG-014	オ ル ガ
"	28 033	美奈子in(脅迫スイートルーム) 標的 奈落に墮 ちた芸能人	AVOP-172	株式会社ドリームチケット
"	28 034	温泉旅行中 セクシーおばさんナンパ濃厚中出し ワ イルドショット!!	ROC-077	株 式 会 社 ホ ッ ト エ ン タ ー テ イ メ ン ト
"	28 035	スワッピング 交換母子交尾	AVOP-188	株 式 会 社 ル ビ ー
"	28 036	見たこともない上原亜衣の素顔公開 中野×24時間× 密着ドキュメンタリー	GVG-125	グ ロー リ ー ク エ ス ト
"	28 037	発見！ 奇跡の熟女4 若村美沙子43歳	MCSR-202	ビッグモーカル株式会社
"	28 038	ラグジュTV×PRESTIGE	LXVSR- 003	プ レ ス テ ー ジ

"	28 039	ナンバTV×PRESTIGE 巨乳SPECIAL 01	NPV-008	プレステージ
"	28 040	制服の中のA あゆちゃん	JAN-007	プレステージ

○愛媛県告示第209号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年3月7日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出日 年月日
イオン今治店	今治市馬越町四丁目 8番1号	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社 ほか7者	イオンリテール株式会社 ほか6者	平成28年 9月9日 ほか	平成29年 2月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第210号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年3月7日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出日 年月日
エミフルMASAKI-B	伊予郡松前町東古泉 東浦676番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社二トリ 札幌市手稲区新発寒 6条一丁目5番80号 代表取締役 似鳥 昭雄	株式会社二トリ 札幌市北区新琴似七 条一丁目2番39号 代表取締役 白井 俊之	平成26年 5月9日 ほか	平成29年 2月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第211号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
イオン今治店	今治市馬越町四丁目8番1号	駐輪場の位置	2箇所	3箇所	平成29年3月20日	平成29年2月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第212号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
エミフルMASAKI-B	伊予郡松前町東古泉東浦676番地1 外	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	29箇所	30箇所	平成29年2月21日ほか	平成29年2月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第213号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成29年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
フレッシュバリュー伊予店	伊予市下吾川929-10 外	駐車場の収容台数	178台	118台	平成29年7月31日	平成29年2月22日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	5箇所	6箇所	平成23年1月31日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第214号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
松山市	堀江地区の一部（1）地区	平成26年度から平成28年度まで	堀江地区の地籍図及び地籍簿
東温市	河之内甲2	平成28年度	東温市（河之内の一部地区）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成29年 3月 7日

○愛媛県告示第215号

平成29年 2月23日県営農地整備事業（経営体育成型）高田地区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法

律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成29年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第216号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

東温市山之内字大野乙528の1（次の図に示す部分に限る。）、字美ノ谷乙474の9、乙474の10

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電変電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第217号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 24) 第 10565 号	平 成 24 年 6 月 29 日	(有) 岡 本 電 機 商 会	岡 本 直 子	今 治 市 高 橋 甲 141	平 成 29 年 2 月 24 日	電 気 工 事 業	同 社 の 元 役 員 が 、 役 員 在 任 時 に 建 設 業 法 第 8 条 第 11 号 に 定 め る 欠 格 要 件 に 該 当 し て い た こ と が 判 明 し た た め 。

○愛媛県告示第218号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成29年3月7日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竹花川 208 - 1025	四国中央市下川町 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、四国中央土木事務所及び四国中央市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第219号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成29年3月7日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
塩谷 208 - I - 1 (1)	四国中央市川之江町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	塩谷 208 - I - 1 (1)	四国中央市川之江町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大門 208 - I - 2 (2)	四国中央市川之江町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大門 208 - I - 2 (2)	四国中央市川之江町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南柴生 208 - I - 3 (2)	四国中央市柴生町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	南柴生 208 - I - 3 (2)	四国中央市柴生町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西金川 208 - I - 9 (1)	四国中央市金田町金川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西金川 208 - I - 9 (1)	四国中央市金田町金川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

坪谷 208 - I - 10 (1)	四国中央市金田町半田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	坪谷 208 - I - 10 (1)	四国中央市金田町半田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西之坊 208 - I - 11 (1)	四国中央市金田町半田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西之坊 208 - I - 11 (1)	四国中央市金田町半田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北柴生 A 208 - I - 12 (1)	四国中央市柴生町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	北柴生 A 208 - I - 12 (1)	四国中央市柴生町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中下A 208 - I - 16 (1)	四国中央市下川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中下A 208 - I - 16 (1)	四国中央市下川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
七田 208 - I - 17 (1)	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	七田 208 - I - 17 (1)	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮の谷 A 208 - I - 20 1(2)	四国中央市川之江町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	宮の谷 A 208 - I - 20 1(2)	四国中央市川之江町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
射場 208 - I - 26 37(1)	四国中央市下川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	射場 208 - I - 26 37(1)	四国中央市下川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大野 208 - I - 26 42(1)	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大野 208 - I - 26 42(1)	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
灰原瀬 209 - I - 22 (1)	四国中央市金砂町平野山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	灰原瀬 209 - I - 22 (1)	四国中央市金砂町平野山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上長瀬 A西 209 - I - 23 (1)	四国中央市富郷町寒川山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上長瀬 A西 209 - I - 23 (1)	四国中央市富郷町寒川山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
広瀬 301 - I - 44 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	広瀬 301 - I - 44 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

清水 301 - I - 46 (1)	四国中央市新宮町新宮 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	清水 301 - I - 46 (1)	四国中央市新宮町新宮 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮川 301 - I - 47 (1)	四国中央市新宮町新宮 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	宮川 301 - I - 47 (1)	四国中央市新宮町新宮 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
影田 301 - I - 49 (1)	四国中央市新宮町新瀨川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	影田 301 - I - 49 (1)	四国中央市新宮町新瀨川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日浦 301 - I - 50 (1)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	日浦 301 - I - 50 (1)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市仲 301 - I - 51 (1)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	市仲 301 - I - 51 (1)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
総野 301 - I - 26 45(1)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	総野 301 - I - 26 45(1)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山下 302 - I - 25 48(1)	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	山下 302 - I - 25 48(1)	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大谷B 302 - I - 26 47(1)	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大谷B 302 - I - 26 47(1)	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長持北 川 208 - 1022	四国中央市柴生町 (次の図のとおり)	土石流	長持北 川 208 - 1022	四国中央市柴生町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西ノ谷 川 208 - 1023	四国中央市柴生町 (次の図のとおり)	土石流	西ノ谷 川 208 - 1023	四国中央市柴生町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
樺賀川 208 - 1026 - 1	四国中央市下川町 (次の図のとおり)	土石流	樺賀川 208 - 1026 - 1	四国中央市下川町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
樺賀川 208 - 1026 - 2	四国中央市下川町 (次の図のとおり)	土石流	樺賀川 208 - 1026 - 2	四国中央市下川町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
石川北 谷川 208 - 1027	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	土石流	石川北 谷川 208 - 1027	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

鎌谷川 209 - 1069	四国中央市豊岡町五良野 (次の図のとおり)	土石流	鎌谷川 209 - 1069	四国中央市豊岡町五良野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
竹谷川 209 - 1077	四国中央市富郷町寒川山 (次の図のとおり)	土石流	竹谷川 209 - 1077	四国中央市富郷町寒川山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺内谷 川 301 - 1085 - 1	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	土石流	寺内谷 川 301 - 1085 - 1	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺内谷 川 301 - 1085 - 2	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	土石流	寺内谷 川 301 - 1085 - 2	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺内谷 川 301 - 1085 - 3	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	土石流	寺内谷 川 301 - 1085 - 3	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺内谷 川 301 - 1085 - 4	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	土石流	寺内谷 川 301 - 1085 - 4	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ウトキ 谷川 301 - 1090	四国中央市新宮町新瀨川 (次の図のとおり)	土石流	ウトキ 谷川 301 - 1090	四国中央市新宮町新瀨川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
馬立川 301 - 1093	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	馬立川 301 - 1093	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
市仲谷 川 301 - 1099 - 1	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	市仲谷 川 301 - 1099 - 1	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
市仲谷 川 301 - 1099 - 2	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	市仲谷 川 301 - 1099 - 2	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
市仲谷 川 301 - 1099 - 3	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	市仲谷 川 301 - 1099 - 3	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、四国中央土木事務所及び四国中央市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に

に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成29年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東 349 - I - 48 5(1)	越智郡上島町魚島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	東 349 - I - 48 5(1)	越智郡上島町魚島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐島 A 350 - I - 51 0(1)	越智郡上島町弓削佐島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	佐島 A 350 - I - 51 0(1)	越智郡上島町弓削佐島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上弓削 C 350 - I - 26 57(1)	越智郡上島町弓削上弓削 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上弓削 C 350 - I - 26 57(1)	越智郡上島町弓削上弓削 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中後 351 - I - 51 8(1)	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中後 351 - I - 51 8(1)	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵生 A 351 - I - 52 5(1)	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	恵生 A 351 - I - 52 5(1)	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
尾又 351 - I - 25 59(1)	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	尾又 351 - I - 25 59(1)	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西部 352 - I - 53 9(1)	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西部 352 - I - 53 9(1)	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下狩尾川 350 - 1425	越智郡上島町弓削狩尾 (次の図のとおり)	土石流	下狩尾川 350 - 1425	越智郡上島町弓削狩尾 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、今治土木事務所及び上島町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成29年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田ノ浦川 402 - 1071	伊予郡砥部町外山 (次の図のとおり)	土石流
下大内野川 403 - 1104	伊予郡砥部町玉谷 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び砥部町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成29年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
万年 402 - I - 83 (2)	伊予郡砥部町万年 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	万年 402 - I - 83 (2)	伊予郡砥部町万年 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千里口 B 402 - I - 86 (2)	伊予郡砥部町川登 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	千里口 B 402 - I - 86 (2)	伊予郡砥部町川登 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
外山 D 402 - I - 20 7(2)	伊予郡砥部町外山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	外山 D 402 - I - 20 7(2)	伊予郡砥部町外山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川下 A 402 - I - 97 8(1)	伊予郡砥部町川登 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	川下 A 402 - I - 97 8(1)	伊予郡砥部町川登 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
頭ノ向 C 402 - I - 26 76(1)	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	頭ノ向 C 402 - I - 26 76(1)	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あかがね A 402 - I - 26 77(1)	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	あかがね A 402 - I - 26 77(1)	伊予郡砥部町川井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮内 402 - I - 26 79(1)	伊予郡砥部町宮内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	宮内 402 - I - 26 79(1)	伊予郡砥部町宮内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

千足 402 - I - 26 80(1)	伊予郡 砥部町 千足 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	千足 402 - I - 26 80(1)	伊予郡 砥部町 千足 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	本村 403 - I - 10 01(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	本村 403 - I - 10 01(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
外山C 402 - I - 26 81(1)	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	外山C 402 - I - 26 81(1)	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	日の浦 403 - I - 10 02(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	日の浦 403 - I - 10 02(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大南 402 - I - 26 82(1)	伊予郡 砥部町 大南 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大南 402 - I - 26 82(1)	伊予郡 砥部町 大南 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	本郷 403 - I - 10 03(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	本郷 403 - I - 10 03(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
岩谷口 402 - I - 26 83(1)	伊予郡 砥部町 岩谷口 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	岩谷口 402 - I - 26 83(1)	伊予郡 砥部町 岩谷口 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	鴨滝 403 - I - 10 04(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	鴨滝 403 - I - 10 04(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
川登A 402 - I - 26 84(1)	伊予郡 砥部町 川登 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	川登A 402 - I - 26 84(1)	伊予郡 砥部町 川登 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	日の付 403 - I - 10 05(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	日の付 403 - I - 10 05(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
川登B 402 - I - 26 85(1)	伊予郡 砥部町 川登 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	川登B 402 - I - 26 85(1)	伊予郡 砥部町 川登 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	谷 403 - I - 10 07(1)	伊予郡 砥部町 中野川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	谷 403 - I - 10 07(1)	伊予郡 砥部町 中野川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
万年A 402 - I - 26 87(1)	伊予郡 砥部町 万年 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	万年A 402 - I - 26 87(1)	伊予郡 砥部町 万年 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	中峰 403 - I - 10 08(1)	伊予郡 砥部町 中野川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中峰 403 - I - 10 08(1)	伊予郡 砥部町 中野川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
多居谷 B 403 - I - 20 8(2)	伊予郡 砥部町 多居谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	多居谷 B 403 - I - 20 8(2)	伊予郡 砥部町 多居谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	向井 403 - I - 10 10(1)	伊予郡 砥部町 玉谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	向井 403 - I - 10 10(1)	伊予郡 砥部町 玉谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
駄場 403 - I - 98 7(1)	伊予郡 砥部町 満穂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	駄場 403 - I - 98 7(1)	伊予郡 砥部町 満穂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	岡ノ下 403 - I - 10 11(1)	伊予郡 砥部町 玉谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	岡ノ下 403 - I - 10 11(1)	伊予郡 砥部町 玉谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
篠谷 403 - I - 98 8(1)	伊予郡 砥部町 満穂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	篠谷 403 - I - 98 8(1)	伊予郡 砥部町 満穂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	池ノ谷 403 - I - 10 12(1)	伊予郡 砥部町 玉谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	池ノ谷 403 - I - 10 12(1)	伊予郡 砥部町 玉谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
影組 403 - I - 98 9(1)	伊予郡 砥部町 仙波 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	影組 403 - I - 98 9(1)	伊予郡 砥部町 仙波 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	多居谷 A 403 - I - 26 88(1)	伊予郡 砥部町 多居谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	多居谷 A 403 - I - 26 88(1)	伊予郡 砥部町 多居谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
奥組 403 - I - 99 0(1)	伊予郡 砥部町 多居谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	奥組 403 - I - 99 0(1)	伊予郡 砥部町 多居谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	春日谷 川 402 - 1051	伊予郡 砥部町 宮内 (次の 図のと おり)	土石流	春日谷 川 402 - 1051	伊予郡 砥部町 宮内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
本郷 403 - I - 99 2(1)	伊予郡 砥部町 多居谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	本郷 403 - I - 99 2(1)	伊予郡 砥部町 多居谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	岩谷口 下川 402 - 1056	伊予郡 砥部町 岩谷口 (次の 図のと おり)	土石流	岩谷口 下川 402 - 1056	伊予郡 砥部町 岩谷口 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
石野 403 - I - 10 00(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	石野 403 - I - 10 00(1)	伊予郡 砥部町 高市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	上川中 川 402 - 1058	伊予郡 砥部町 川登 (次の 図のと おり)	土石流	上川中 川 402 - 1058	伊予郡 砥部町 川登 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

駄馬川 402 - 1063	伊予郡 砥部町 万年 (次の 図のと おり)	土石流	駄馬川 402 - 1063	伊予郡 砥部町 万年 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下肥川 402 - 1064	伊予郡 砥部町 万年 (次の 図のと おり)	土石流	下肥川 402 - 1064	伊予郡 砥部町 万年 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
宮ノ谷 川 402 - 1066	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	土石流	宮ノ谷 川 402 - 1066	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西田浦 川 402 - 1070	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	土石流	西田浦 川 402 - 1070	伊予郡 砥部町 外山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
家ノ奥 川 402 - 1072	伊予郡 砥部町 七折 (次の 図のと おり)	土石流	家ノ奥 川 402 - 1072	伊予郡 砥部町 七折 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
本谷川 403 - 1083	伊予郡 砥部町 満穂 (次の 図のと おり)	土石流	本谷川 403 - 1083	伊予郡 砥部町 満穂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

地蔵田 川 403 - 1085	伊予郡 砥部町 満穂 (次の 図のと おり)	土石流	地蔵田 川 403 - 1085	伊予郡 砥部町 満穂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
篠谷川 403 - 1086	伊予郡 砥部町 満穂 (次の 図のと おり)	土石流	篠谷川 403 - 1086	伊予郡 砥部町 満穂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
板谷川 403 - 1100	伊予郡 砥部町 玉谷 (次の 図のと おり)	土石流	板谷川 403 - 1100	伊予郡 砥部町 玉谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
池の谷 川 403 - 1101	伊予郡 砥部町 玉谷 (次の 図のと おり)	土石流	池の谷 川 403 - 1101	伊予郡 砥部町 玉谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び砥部町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第223号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
水泳競技システム(水泳、競技処理コンピュータ)一式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年 1月26日	株式会社フクヤスポーツ 松山市愛光町414番13号	116,532,000円	一般競争入札	平成28年12月13日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年 3月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年 2月23日	特定非営利活動法人 ライフサポート友伍	鴨 崎 恭 夫	松山市朝生田町6丁目2番27号	この法人は、高齢者支援施設を拠点とし、少子高齢化社会及び核家族化社会における様々な課題の解決に向けて現状の調査研究を行うとともに、各種ボランティア組織との交流ネットワーク拡充、地域通貨の活用による、女性の子育て支援等互助の精神に基づく活力あふれる地域づくりの推進、地域の文化活動等を通じた高齢者の介護予防と自立そして多様な生きがいづくりの支援、さらに各種介護保険事業を行うことにより、多様で活発な地域交流形態を創造し、地域の高齢者と市民が安心で充実した生活を営むことが可能な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 - 199

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月7日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 - 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（受験資格）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 警察官の採用試験 <u> </u> 巡査の採用試験にあつては、年齢17歳以上<u>32</u>歳未満の者</p> <p>(3) 省略</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 警察官の採用試験 <u> </u> 巡査の採用試験にあつては、年齢17歳以上<u>30</u>歳未満の者</p> <p>(3) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。